

作成イメージ

令和6年10月 日

八戸市長 熊谷 雄一 様

八戸市中小企業・小規模企業振興会議
会長 堤 静 子

八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例第14条第2項の規定に基づいて、令和6年4月25日付け八商第29号にて当会議に諮問のあった「八戸市中小企業振興条例の見直し」について、別添のとおり答申します。

1 はじめに

令和6年4月25日の令和6年度第1回会議において「八戸市中小企業振興条例の見直し」についての諮問を受け、約6か月間にわたり慎重に審議を重ねてきた。

答申に当たっての前書き（経緯やあらまし、簡単な審議経過、御礼など）をここに記入します。

2 八戸市中小企業振興条例の見直しについて（答申）

答申の内容については、次のとおり。

会議での審議内容を踏まえた答申内容（条例の見直し後の内容）をここに記入します。

3 附帯意見

今回の答申にあたり、次のとおり意見を附すので、併せて対応を願いたい。

答申内容に加えて、意見や要望がある場合はここに記入します。